



【第 1 問】次の設例に基づいて、各問（《問 1》～《問 3》）に答えなさい。
 （※年金額を 2026 年度価額にする改題をしています）

《設 例》

会社員の A さん（45 歳）は、妻 B さん（44 歳）、長男 C さん（13 歳）、長女 D さん（11 歳）および二女 E さん（9 歳）との 5 人暮らしである。A さんは、最近、体調を崩すことが多くあったことから、今後のために、公的年金の遺族給付や健康保険の給付について確認しておきたいと考えている。

そこで、A さんは、ファイナンシャル・プランナーの M さんに相談することにした。

〈A さんとその家族に関する資料〉

- (1) A さん（1979 年 1 月 18 日生まれ、45 歳、会社員）
- ・公的年金加入歴：下図のとおり（2025 年 5 月までの期間）
 - ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20 歳	22 歳	46 歳
国民年金 保険料納付済期間 (27 月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (24 月)	被保険者期間 (266 月)
	(2003 年 3 月以前の 平均標準報酬月額 25 万円)	(2003 年 4 月以後の 平均標準報酬額 40 万円)

- (2) 妻 B さん（1980 年 9 月 24 日生まれ、44 歳、パートタイマー）
- ・公的年金加入歴：20 歳から大学生であった期間（31 月）は国民年金の第 1 号被保険者として保険料を納付し、大学卒業後の 10 年間（120 月）は厚生年金保険に加入。その後は国民年金に第 3 号被保険者として加入している。
 - ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。
- (3) 長男 C さん（2011 年 7 月 6 日生まれ、13 歳、中学生）
- (4) 長女 D さん（2013 年 6 月 21 日生まれ、11 歳、小学生）
- (5) 二女 E さん（2015 年 10 月 3 日生まれ、9 歳、小学生）

※妻 B さん、長男 C さん、長女 D さんおよび二女 E さんは、現在および将来においても、A さんと同居し、A さんと生計維持関係にあるものとする。

- ※Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。
- ※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
- ※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》

Mさんは、Aさんに対して、公的年金の遺族給付および遺族年金生活者支援給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Aさんが現時点において死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級（①）に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。

子のある配偶者に対する遺族基礎年金の年金額（2026年度価額）は、『847,300円+子の加算額』の算式により算出され、子の加算額は、第1子・第2子までは1人につき□□□円、第3子以降は1人につき□□□円となります。仮に、Aさんが現時点で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は（②）円（2026年度価額）となります。

また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができます、その年額は（③）円（2026年度価額）となります」

〈語句群〉

- イ. 67,440 ロ. 81,300 ハ. 243,800 ニ. 423,650 ホ. 635,475
ヘ. 1,091,100 ト. 1,253,600 チ. 1,416,200 リ. 1級、2級または3級
ヌ. 1級または2級 ル. 3級

2025年 5月 解説

▶問1

解答：①又 ②チ ③イ

- ① 又. 1級または2級
遺族基礎年金を受け取れる「子」とは、以下のいずれかに該当し、かつ婚姻していない子を指す。
- ・18歳到達年度の末日までの間にある子
 - ・20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子
- よって、①に入るのは「1級または2級」(又)となる。
- ② チ. 1,416,200
遺族基礎年金の額は、「基本年金額+子の加算」で計算される。
- ・基本年金額：847,300円
 - ・子の加算：第1子・第2子：243,800円 第3子：81,300円
- 合計：847,300+243,800+243,800+81,300=1,416,200円
よって、②に入るのは「1,416,200」(チ)となる。
- ③ イ. 67,440
遺族年金生活者支援給付金は、遺族基礎年金を受けていて、前年の所得が一定以下の人に支給されるものであり、2026年度の支給額は年額67,440円(月額5,620円)である。よって、③に入るのは「67,440」(イ)となる。

▶問2

解答：①250,000(円) ②300(月) ③485,634(円)

- ① 250,000(円)
設例の年金加入歴から、2003年3月以前の標準報酬月額である25万円となる。
- ② 300(月)
Aさんの厚生年金の被保険者期間は、24月+266月=290月である。厚生年金の被保険者期間が300月未満の場合、300月とみなして計算する。よって、②は300月となる。
- ③ 485,634(円)
遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分に3/4を乗じた額となる。
- 報酬比例の部分
- ・2003年3月以前の期間
 $250,000円 \times 7.125/1,000 \times 24月 = 42,750円$
 - ・2003年4月以降の期間
 $400,000円 \times 5.481/1,000 \times 266月 = 583,178.4円$
- 合計：42,750円+583,178.4円=625,928.4円
遺族厚生年金の額
 $625,928.4円 \times 300月/290月 \times 3/4 = 485,634.1\dots円$ 未満四捨五入から485,634円となる。

▶問3 解答：①× ②× ③× ④○

- ① ×
70歳未満の場合、医科・歯科、入院・外来ごとに分けて、1カ月の自己負担額が21,000円以上のみ高額療養費の集計対象になる。
- ② ×
支給期間は「通算2年」ではなく、支給開始日から起算して1年6カ月が限度である。
- ③ ×
支給額は「80%」ではなく、標準報酬月額を30で割った額の3分の2が1日あたりの支給額になる。
- ④ ○
業務外の理由で死亡した場合、埋葬を行った人（生計を維持されていた者）に対して5万円が健康保険から支給される。また、被扶養者が亡くなった場合は、家族埋葬料として同じく5万円が被保険者に支給される。

▶問4 解答：①× ②○ ③×

- ① ×
日経平均株価（日経225）は、「時価総額上位225銘柄」ではなく、日本経済新聞社が選定した225銘柄の株価を平均して算出する株価指数である。選定基準には、業種のバランスや流動性などが考慮されている。
- ② ○
株式の指値注文は、価格優先・時間優先の原則で処理される。同じ銘柄に複数の買い注文がある場合、高い値段の注文が優先され、同じ値段なら、先に出された注文が優先される。
- ③ ×
配当や株主優待を受け取るには、権利確定日に株主名簿に名前が載っていることが必要であり、株式の受け渡しは、約定日から3営業日後であるため、権利確定日の2営業日前（＝権利付き最終日）までに買っておけば配当を受け取ることができる。権利確定日に売却しても配当の権利はそのまま残る。

▶問5 解答：①14.22（倍） ②31.11（%）
③2.19（%） ④11.18（%）

- ① 14.22（倍）
PERは「株価÷1株当たり純利益」で求める。
X社の場合
・純利益：135億円
・発行済株式数：6,000万株→1株当たり純利益：135億円÷0.6億株＝225円
・株価：3,200円
よって、3,200円÷225円＝14.222… 小数点以下第3位四捨五入により14.22倍となる。
- ② 31.11（%）
配当性向は「配当金総額÷純利益×100」で求める。